

## 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則

平成12年5月22日  
規則第95号

## (趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

## (審議会の会議)

第3条 金沢市まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平27規則75・一部改正）

## (専門部会の組織等)

第3条の2 審議会の専門部会に、部会長を置き、専門委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会を代表する。

3 部会長に事故があるときは、専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

4 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

（平27規則75・追加）

## (委任)

第4条 条例第2章及び前2条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（平27規則75・一部改正）

## (まちづくり協定)

第5条 住民等は、条例第11条第1項の規定により市長とまちづくりに関する協定（以下「まちづくり協定」という。）を締結しようとするときは、まちづくり協定締結申出書（様式第1号）に、まちづくり計画書（様式第2号）及び当該まちづくり協定に係るまちづくり計画に当該住民等の3分の2以上の者が合意した旨の書面（以下「合意書」という。）を添付して、市長に申し出なければならない。

（平17規則18・一部改正）

第6条 市長は、前条の規定による申出があったときは、当該申出の内容を審査し、当該申出に係るまちづくり計画書の内容が本市がまちづくりに関して定めた基準等に適合し、かつ、合意書の内容が適正であると認めるときは、まちづくり協定書（様式第3号）により、当該住民等とまちづくり協定を締結するものとする。

第7条 前2条の規定は、住民等がまちづくり協定を変更しようとする場合について準用する。

## (まちづくり協定区域内における開発事業の届出)

第8条 条例第12条第6項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開発事業の名称
- (2) 開発事業の場所
- (3) 開発事業の種類
- (4) 開発事業の着手予定日
- (5) 開発事業の完了予定日
- (6) 開発事業の設計又は施行方法
- (7) その他市長が必要があると認める事項

- 2 条例第12条第6項の規定による届出は、まちづくり協定区域内開発事業届出書（様式第4号）により行うものとする。
- 3 条例第12条第7項の規定による変更の届出は、まちづくり協定区域内開発事業変更届出書（様式第5号）により行うものとする。
- 4 前2項の届出書には、市長が当該届出に係る開発事業がまちづくり協定の内容に適合しているかどうかを確認するために必要があると認める図面等を添付するものとする。  
（平27規則75・一部改正）

（まちづくり協定の遵守に係る関係当事者間の協議の調整の要請）

第8条の2 条例第12条の3第1項の規定による要請は、まちづくり協定の遵守に係る関係当事者間の協議の調整要請書（様式第5号の2）により行うものとする。  
（平27規則75・追加）

（中高層の建築物等）

第9条 条例第14条第1項第2号及び第18条第3号に規定する規則で定める中高層の建築物は、建築しようとする建築物の各部分の高さが、次の表の左欄に掲げる項の区分に応じ、同表の中欄に掲げる地域内において、それぞれ同表の右欄に定める高さを超える建築物とする。

項	地域	高さ
1	(1) 第1種低層住居専用地域	10メートル
	(2) 第2種低層住居専用地域	
	(3) 第1種中高層住居専用地域	
	(4) 第2種中高層住居専用地域	
	(5) 第1種住居地域	
	(6) 第2種住居地域	
	(7) 準住居地域	
	(8) 近隣商業地域（容積率が200パーセントの区域に限る。）	
	(9) 準工業地域	
	(10) 伝統環境保存区域	
	(11) 前各号に掲げる地域の周辺10メートル以内の地域	
2	(1) 近隣商業地域（容積率が300パーセントの区域に限る。）	15メートル
	(2) 商業地域（容積率が400パーセント以下の区域に限る。）	
	(3) 工業地域	
	(4) 前3号に掲げる地域の周辺10メートル以内の地域	

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、商業地域又は工業地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、商業地域又は工業地域をいう。
- (2) 伝統環境保存区域 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第10条第1項の規定により定められた同項第1号に規定する伝統環境保存区域をいう。
- (3) 高さ 地盤面（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第2項に規定する地盤面をいう。）からの高さをいう。

2 2の項の地域のうち、1の項の地域に含まれる地域にあつては、1の項を適用する。

3 屋上突出部分の床面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さ5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

2 条例第14条第1項第3号に規定する規則で定める施設は、次の表の左欄に掲げる地域内において、同表の右欄に定める施設とする。

地域	施設
(1) 第1種低層住居専用地域	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に掲げる営業の用に供する建築物（以下「風俗営業建築物」という。）並びに深夜営業集客施設
(2) 第2種低層住居専用地域	
(3) 第1種中高層住居専用地域	
(4) 第2種中高層住居専用地域	
(5) 第1種住居地域	
(6) 第2種住居地域	
(7) 準住居地域	
(8) 前各号に掲げる地域の周辺10メートル以内の地域	
備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
(1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域をいう。	
(2) 深夜営業集客施設 通常の営業時間が午前零時から日出時までの時間に重なる施設で、次に掲げるもの（風俗営業建築物に該当するものを除く。）をいう。	
ア 物品販売業を営む店舗又は飲食店	
イ 遊技場	
ウ その他ア及びイに掲げる施設に類するもので市長が必要があると認めるもの	

（平17規則18・平21規則59・平24規則59・一部改正）

（開発事業実施計画書の提出等）

第10条 条例第14条第1項の規定による開発事業の実施に係る計画書の提出は、開発事業実施計画書（様式第6号）に、誓約書（様式第7号）及び別表第1に掲げる図面等（当該開発事業がまちづくり協定に係る区域内において行われる場合にあつては、当該誓約書、同表に掲げる図面等その他市長が必要があると認める図面等）を添付して行うものとする。

2 条例第14条第2項に規定する標識の様式は、様式第8号のとおりとする。

3 条例第14条第3項の規定による届出は、標識設置届（様式第9号）により行うものとする。

4 条例第14条第5項の規定による報告書の提出は、標識の設置に関する状況報告書（様式第10号）により行うものとする。

（特定関係当事者間の意見等の調整の要請）

第10条の2 条例第14条の2第1項の規定による要請は、特定関係当事者間の意見等の調整要請書（様式第10号の2）により行うものとする。

（平27規則75・追加）

（大規模な開発事業の協議の申出）

第11条 条例第17条第1項の規定による協議の申出は、大規模開発事業に関する協議申出書（様式第11号）により行うものとする。

（適用除外）

第12条 条例第18条第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 国、地方公共団体その他別表第2に掲げる者が行う土地の区画形質の変更

(2) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第43条の7各号に掲げる行為

(3) 災害の防止を目的とする法令による許可、認可等を受けて行う災害の防止のための土地の区画形質の変更

2 条例第18条第4号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 次に掲げる土地の区画形質の変更

- ア 建築物で仮設のものの建築又は工作物で仮設のものの建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
  - イ 工業専用地域（都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域をいう。以下同じ。）における土地の区画形質の変更
  - ウ 既存の建築物その他の工作物の管理のために必要な土地の区画形質の変更
- (2) 次に掲げる建築物の建築
- ア 建築物で仮設のものの建築
  - イ 建築物（当該建築物が第9条に規定する中高層の建築物に該当する場合にあっては、当該中高層の建築物を除く。ウ及び次号において同じ。）でその建築に係る部分の床面積の合計が市長が定める面積以下のものの建築（条例第14条第1項第4号に掲げる開発事業に該当する建築を除く。）
  - ウ 工業専用地域における建築物の建築（条例第14条第1項第3号又は第4号に掲げる開発事業に該当する建築（新築に限る。）を除く。）
- (3) 次に掲げる建築物の大規模の修繕
- ア 建築物でその床面積の合計が市長が定める面積以下のものの大規模の修繕
  - イ 工業専用地域における建築物の大規模の修繕
- (4) 次に掲げる建築物その他の工作物の用途の変更
- ア 建築物その他の工作物で仮設のものの用途の変更
  - イ 建築物でその用途の変更に係る部分の床面積の合計が市長が定める面積以下のものの用途の変更（条例第14条第1項第3号又は第4号に掲げる開発事業に該当する用途の変更を除く。）
  - ウ 建築物以外の工作物でその用途の変更に係る部分の規模が市長が定める規模以下のものの用途の変更（条例第14条第1項第3号又は第4号に掲げる開発事業に該当する用途の変更を除く。）
  - エ 工業専用地域における建築物その他の工作物の用途の変更（条例第14条第1項第3号又は第4号に掲げる開発事業に該当する用途の変更を除く。）
- (5) 第2号に規定する建築物その他の工作物の形態又は意匠の変更
- (6) 次に掲げる木竹の伐採
- ア 除伐、間伐、整枝等木材の保育のために通常行われる木竹の伐採
  - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
  - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
  - エ 仮植した木竹の伐採
  - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為  
（平13規則61・平17規則18・平24規則59・一部改正）

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第61号、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則第1条による改正）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月24日規則第96号、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則第1条による改正）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第1条中金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則別表第2の改正規定（「簡易保険福祉事業団」を「日本郵政公社」に改める部分に限る。）及び第2条中金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則別表第2の改正規定（「簡易保険福祉事業団」を「日本郵政公社」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第49号、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則第1条による改正）

この規則の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則別表第2の改正規定（「都市基盤整備公団 日本道路公団」を「日本道路公団」に、「土地開発公社 地域振興整備公団」を「土地開発公社」に改める部分に限る。）及び第2条中金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則別表第2の改正規定（「都市基盤整備公団 日本道路公団」を「日本道路公団」に、「土地開発公社 地域振興整備公団」を「土地開発公社」に改める部分に限る。） 平成16年7月1日
- (2) 第1条中金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則別表第2の改正規定（「雇用・能力開発機構 年金資金運用基金」を「年金資金運用基金」に改める部分に限る。）及び第2条中金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則別表第2の改正規定（「雇用・能力開発機構 年金資金運用基金」を「年金資金運用基金」に改める部分に限る。） 公布の日
- (3) 第1条中金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則別表第2の改正規定（「日本郵政公社 労働福祉事業団 環境事業団」を「日本郵政公社」に改める部分に限る。）及び第2条中金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則別表第2の改正規定（「日本郵政公社 労働福祉事業団 環境事業団」を「日本郵政公社」に改める部分に限る。） 平成16年4月1日

附 則（平成16年12月27日規則第92号、金沢市規則で定める様式における敬称の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第3条第107号による改正）

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正後の書式による用紙に相当する用紙を使用してした申請その他の行為は、この規則による改正前の書式による用紙を使用してしたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙で、市長が特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成17年3月25日規則第18号、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則第1条による改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条中第5条の改正規定及び第2条中第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月22日規則第86号、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則第1条による改正）

この規則の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則別表第2の改正規定（「日本道路公団 年金資金運用基金」を「年金資金運用基金」に改める部分に限る。）及び第2条中金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則別表第2の改正規定（「日本道路公団 年金資金運用基金」を「年金資金運用基金」に改める部分に限る。） 平成17年10月1日
- (2) 第1条中金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則別表第2の改正規定（「日本勤労者住宅協会 石油公団」を「日本勤労者住宅協会」に改める部分に限る。）及び第2条中金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則別表第2の改正規定（「日本勤労者住宅協会 石油公団」を「日本勤労者住宅協会」に改める部分に限る。） 公布の日

附 則（平成19年9月28日規則第75号、金沢市職員退職給与金条例施行規則等の一部を改正する規則第3条による改正）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年7月31日規則第59号、金沢市こまちなみ保存条例施行規則等の一部を改正する規則第4条による改正）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第59号、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則第1条による改正）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第75号、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則第1条による改正）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

開発事業の種類	図面等の種類	明示すべき事項
土地の区画形質の変更	位置図	方位、開発事業地の形状及び付近見取図
	平面図	開発事業地の境界線並びに切土、盛土及び主要構造物の位置
	断面図	開発事業の実施前及び実施後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（のり高、切土、盛土及び主要構造物の表示）
	現況写真	開発事業地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
建築物の建築、建築物の大規模の修繕又は建築物その他の工作物の用途、形態若しくは意匠の変更	位置図	方位、開発事業地の形状及び付近見取図
	配置図	敷地の境界線及び建築物その他の工作物の位置
	各階平面図	各階の間取り及び用途
	着色した2面以上の立面図	仕上げ方法、材料の種別、広告物件及び色彩
	断面図	建築物その他の工作物及び各階の高さ
	現況写真	開発事業地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
木材の伐採	位置図	方位、開発事業地の形状及び付近見取図
	平面図	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種並びに目回り寸法
	現況写真	開発事業地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

備考 図面には縮尺を記入してください。

別表第2（第12条関係）

（平13規則61・平15規則96・平16規則49・平17規則86・平19規則75・平24規則59・一部改正）

地方住宅供給公社土地開発公社 地方道路公社

様式第1号（第5条関係）

（平16規則92・一部改正）

まちづくり協定締結申出書

年 月 日

（あて先）金沢市長

地区代表者 地区名  
住所  
氏名  
印

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第10条第1項の規定により策定した地区まちづくり計画について、同条例第11条第1項の規定により金沢市長とまちづくりに関する協定を締結したので、まちづくり計画書及び住民等の合意書を添えて申し出ます。

様式第2号（第5条関係）

まちづくり計画書

まちづくり計画の名称		
まちづくり計画の対象となる区域		
まちづくり計画の対象となる区域の面積		ヘクタール
まちづくりの目標		
まちづくりの方針		
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	公共施設に関する事項（地区施設の配置及び規模）	
	建築物等に関する事項（用途の制限、容積率の最高限度又は最低限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度又は最低限度、形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限等）	
	その他土地利用の制限に関する事項（樹林地、草地等の保全等）	

様式第3号（第6条関係）

まちづくり協定書

地区の住民等と金沢市長とは、当該住民等が策定した「地区まちづくり計画」に基づき、当該地区の住み良いまちづくりを推進するため、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおりまちづくりに関する協定を締結する。

- 1 協定番号
- 2 協定の名称
- 3 協定地区の区域
- 4 協定地区の区域面積
- 5 協定に係るまちづくり計画の内容 別紙「まちづくり計画書」のとおり

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

住民等の代表者 地区名  
住所  
氏名  
印

金沢市長

印

様式第4号（第8条関係）

（平16規則92・平27規則75・一部改正）

まちづくり協定区域内開発事業届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所

(開発事業者) 氏名

印

(届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

まちづくり協定区域内において開発事業を行いたいので、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第12条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

開発事業の名称						
開発事業の場所						
開発事業の種類						
開発事業の着手予定日		年 月 日				
開発事業の完了予定日		年 月 日				
開発事業の設計又は施行方法	土地の区画形質の変更	土地利用の用途				
		区域面積	㎡			
	建築物の建築・大規模の修繕	種別	新築 改築 増築 移転 大規模の修繕			
		設計概要	計画部分	計画以外の部分	合計	
		敷地面積	敷地面積			㎡
			建築面積	㎡	㎡	㎡
			延べ面積	㎡	㎡	㎡
		用途				
		構造				
		高さ	地盤面から	m		
	階数	地上	階	地下	階	
	棟数					
	建築物その他の工作物の用途の変更	変更部分の延べ面積	㎡			
		変更前の用途				
		変更後の用途				
建築物その他の工作物の形態又は意匠の変更	変更内容					
木竹の伐採	目的					
	伐採面積	㎡				
	伐採本数					
設計者の住所及び氏名						
工事施行業者の住所及び氏名						
住民等への周知		開始日 年 月 日				
		周知の内容：				
住民等からの問合せ		有（問合せ件数： 件） ・ 無				
		有の場合 問合せの内容				
		問合せに対する対応の内容 個別説明 回 説明会の開催 回 説明の内容等				
住民等の代表者との協議		協議の要請の有無		有 ・ 無		
		有の場合				



	協議の要請の内容
	協議の結果

備考

- 1 住所及び氏名の欄には、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 住民等からの問合せの欄及び住民等の代表者との協議の欄は、当該欄に記入することができない場合は、別紙に記入の上、添付してください。

様式第5号（第8条関係）

（平16規則92・平27規則75・一部改正）

まちづくり協定区域内開発事業変更届出書

年 月 日

（宛先）金沢市長

届出者 住所

（開発事業者）氏名

印

（届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。）

まちづくり協定区域内において行う開発事業に関する届出事項に変更があったので、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第12条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

開発事業の名称		
開発事業の場所		
開発事業の種類		
当初の届出年月日		年 月 日
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更部分に関する開発事業の実施予定日	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日

備考

- 1 届出者の住所及び氏名の欄には、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 変更に係る部分を表示する図面等を添付してください。

様式第5号の2（第8条の2関係）

（平27規則75・追加）

まちづくり協定の遵守に係る関係当事者間の協議の調整要請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

要請者 住所

氏名

印

（要請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。）

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第12条の3第1項の規定によるまちづくり協定の遵守に係る関係当事者間の協議の調整を要請します。

まちづくり協定区域の名称	
開発事業の名称	
開発事業の場所	
協議の相手方の住所及び氏名	

協議の内容及び経過	
-----------	--

備考

- 1 要請者の住所及び氏名の欄及び協議の相手方の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 協議の内容及び経過の欄は、当該欄に記入することができない場合は、別紙に記入の上、添付してください。

様式第6号（第10条関係）

（平16規則92・平24規則59・平27規則75・一部改正）

開発事業実施計画書

年 月 日

（宛先）金沢市長

提出者 住所

（開発事業者） 氏名

印

（提出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。）

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第14条第1項の規定により、  
 面積が3,000m<sup>2</sup>以上の土地  
 中高層の建築物の建築  
 畜舎、葬儀場等  
 ペット霊園の新設等  
 に係る開発事業の実施計画書を提出します。

開発事業の名称							
開発事業の場所							
開発事業の種類							
開発事業の着手予定日		年		月 日			
開発事業の完了予定日		年		月 日			
まちづくり協定区域の内外		内（ 協定区域） ・ 外					
開発事業の内容	土地の区画形質の変更	土地利用の用途					
		区域面積		m <sup>2</sup>			
	建築物の建築・大規模の修繕	種別		新築 改築 増築 移転 大規模の修繕			
		設計概要		計画部分	計画以外の部分	合計	
		敷地面積	敷地面積			m <sup>2</sup>	
			建築面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			延べ面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		用途					
		構造					
		高さ		地盤面から		m	
	階数		地上	階	地下	階	
	棟数						
	建築物その他の工作物の用途の変更	変更部分の延べ面積		m <sup>2</sup>			
		変更前の用途					
変更後の用途							
建築物その他の工作物の形態又は意匠の変更	変更内容						
木竹の伐採	目的						
	伐採面積		m <sup>2</sup>				
	伐採本数						

設計者の住所及び氏名			
工事施行業者の住所及び氏名			
まちづくり 協定区域内 の場合	住民等への周知	開始日 年 月 日	
		周知の内容：	
	住民等からの問合せ	有（問合せ件数： 件） ・ 無	
		有の場合 問合せの内容	
		問合せに対する対応の内容 個別説明 回 説明会の開催 回 説明の内容等	
	住民等の代表者との協議	協議の要請の有無	有 ・ 無
	有の場合 協議の要請の内容		
	協議の結果		

備考

- 1 住所及び氏名の欄には、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 住民等からの問合せの欄及び住民等の代表者との協議の欄は、当該欄に記入できない場合は、別紙に記入してください。

様式第7号（第10条関係）

（平16規則92・一部改正）

誓約書

年 月 日

（あて先）金沢市長

開発事業者 住所  
氏名 印

（法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記の開発事業については、近隣住民との間に紛争が生じないように努めるとともに、万一紛争が生じたときは、誠意を持ってその解決に当たることを誓約します。

記

開発事業の名称	
開発事業の場所	
開発事業の種類	
開発事業の内容	別紙「実施計画書」のとおり

様式第8号（第10条関係）

開発事業のお知らせ

開発事業の名称			
開発事業の場所			
開発事業者	住所及び氏名		電話番号
設計者	住所及び氏名		電話番号
工事施行業者	住所及び氏名		電話番号
開発事業の種類 及び内容	土地の区画形質 の変更	土地利用の用途	
		区域面積	m <sup>2</sup>

建築物の建築・大規模の修繕	種別	新築 改築 増築 移転 大規模の修繕			
	設計概要	計画部分	計画以外の部分	合計	
		敷地面積			m <sup>2</sup>
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		用途			
		構造			
		高さ	地盤面から m		
		階数	地上 階	地下 階	
	棟数				
建築物その他の工作物の用途の変更	変更部分の延べ面積	m <sup>2</sup>			
	変更前の用途				
	変更後の用途				
建築物その他の工作物の形態又は意匠の変更	変更内容				
木竹の伐採	目的				
	伐採面積	m <sup>2</sup>			
	伐採本数				
開発事業の実施予定日	着手予定日	年 月 日			
	完了予定日	年 月 日			
この標識の設置期間	年 月 日～ 年 月 日				
造成計画平面図又は配置図					
① この標識は、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第14条第2項の規定により設置するものです。					
② この開発事業の実施についてのお問い合わせは、下記をお願いします。 (連絡先)					

備考

- 1 標識の材質は、木板、プラスチック板その他これらに類するものとします。
- 2 標識の大きさは、縦120センチメートル以上、横90センチメートル以上とします。
- 3 住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 4 開発事業の種類及び内容の欄は、当該開発事業に該当しない項目は、あらかじめ削除してください。

様式第9号（第10条関係）

（平16規則92・一部改正）

標識設置届

年 月 日

（あて先）金沢市長

届出者 住所

（開発事業者） 氏名

印

（届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。）

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第14条第2項の規定により標識を設置したので、同条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

開発事業の名称	
開発事業の場所	
開発事業の種類	
標識の設置期間	年 月 日～ 年 月 日
備考	

備考

- 1 届出者の住所及び氏名の欄には、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 標識を設置したことを証する写真（遠景及び近景のもの各1枚）を添付してください。

様式第10号（第10条関係）

（平16規則92・一部改正）

標識の設置に関する状況報告書

年 月 日

（あて先）金沢市長

報告者 住所  
（開発事業者） 氏名 印  
（報告者本人が署名する場合は、押印を省略できます。）

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第14条第5項の規定により、次のとおり報告します。

開発事業の名称	
開発事業の場所	
開発事業の種類	
標識の設置期間	年 月 日～ 年 月 日
標識の設置期間中における問い合わせの有無	有（問い合わせ件数： 件）・無
問い合わせについての具体的な説明の内容	個別説明 回 説明会の開催 回 ※内容は、別紙「説明の状況」のとおり
備考	

備考 報告者の住所及び氏名の欄には、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

別紙

説明の状況		
説明の日時		
説明の場所		
説明対象者数	個別説明	人
	説明会の開催	出席人数 人 出席者の代表者
説明者の職・氏名 説明会にあつては、開発事業側出席者の職・氏名		
問い合わせの内容・意見		
回答（対応）		

備考 この説明の状況は、個別説明又は説明会ごとに区分して記入してください。

様式第10号の2（第10条の2関係）

（平27規則75・追加）

特定関係当事者間の意見等の調整要請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

要請者 住所  
氏名 印  
(要請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第14条の2第1項の規定による特定関係当事者間の意見等の調整を要請します。

開発事業の名称	
開発事業の場所	
意見等の相手方の住所及び氏名	
意見等の内容及び経過	

備考

- 1 要請者の住所及び氏名の欄及び意見等の相手方の住所及び氏名の欄には、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 意見等の内容及び経過の欄は、当該欄に記入することができない場合は、別紙に記入の上、添付してください。

様式第11号 (第11条関係)

(平16規則92・一部改正)

大規模開発事業に関する協議申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 住所  
(開発事業者) 氏名 印  
(申出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第17条第1項の規定による協議をしたいので、次のとおり申し上げます。

開発事業の名称					
開発事業の場所					
開発事業の種類					
開発事業の着手予定日	年 月 日				
開発事業の完了予定日	年 月 日				
開発事業の内容	土地の区画形質の変更	土地利用の用途			
		区域面積	m <sup>2</sup>		
	建築物の建築・大規模の修繕	種別	新築 改築 増築 移転 大規模の修繕		
		設計概要	計画部分	計画以外の部分 合計	
		敷地面積		m <sup>2</sup>	
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		用途			
		構造			
		高さ	地 盤 面 か ら m		
階数	地上 階 地下 階				

		棟数	
建築物その他の工作物の用途の変更	変更部分の延べ面積		m <sup>2</sup>
	変更前の用途		
	変更後の用途		
建築物その他の工作物の形態又は意匠の変更	変更内容		
	木竹の伐採	目的	
		伐採面積	
伐採本数			
設計者の住所及び氏名			
工事施行業者の住所及び氏名			
土地利用の方針			
公共施設・公益施設の整備の方針			
環境の保全の方針			
景観の保全の方針			
雨水・排水処理の方針			
廃棄物処理の方針			
交通処理の方針			
その他			

備考

- 1 住所及び氏名の欄には、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 造成平面図、配置図等の計画の概要を示す図面等を添付してください。